

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該の翌日)  
(當日が休日は、その次に当る翌日)

第十八条の規定に基づき、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に因し必要な事項を定めることを目的とする。

(特地公署)

第二条 条例第十一條の八第一項に規定する公署(以下「特地公署」という。)は、別表に掲げる公署とする。

(特地勤務手当の月額)

第三条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 条例第十一條の九第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、六年)に達する日をもつて終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

- 一 職員が特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため、特地公署に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日
- 二 職員が他の特地公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署に該当する場合に限る。)
- 三 住居の移転の日の前日

## 鳥取県人事委員会規則第二十号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

特地勤務手当等に関する規則をここに公布する。  
昭和四十六年三月三十一日

## 鳥取県人事委員会規則第二十号

(目的)  
特地勤務手当等に関する規則

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第十一條の八、第十一條の九及び

2、条例第十一條の九第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月

額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して五年に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は百分の二を乗じて得た額とする。

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

#### 別表

所	在地	公	署
日野郡日南町阿良縁二二一四の一 番地	農業試験場西伯分場日南試験地		
日野郡日南町印賀二二一三番地 所	黒坂警察署日南町印賀警察官駐在		

第五条 条例第十一條の九第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、その特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないものとする。

2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

#### (端数計算)

第六条 第三条の規定による特地勤務手当の月額又は第四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの手当の月額とする。

#### (支給方法)

第七条 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、

給料の支給方法に関する規定を準用する。

#### (雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

第四条第三項第二号中「指導係長、保健婦」を削り、同項第八号を削る。

#### 附則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日

## 鳥取県人事委員会規則第二十二号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

取県人事委員会規則第十号の一部を次のように改める。

第一条第四号(4)中「レントゲン技師、レントゲン士」を「診療放射線技師、診療エツクス線技師」に、「レントゲン技師又はレントゲン士」を「診療放射線技師又は診療エツクス線技師」に改め、同条同号(5)中「助産婦又は保健婦」を「又は助産婦」に、「保健婦若しくは助産婦」を「助産婦」に、「助産婦又は保健婦養成所」を「助産婦養成所」に改める。

別表第三の九

## 医療職給料表三等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特一等級	病院又は整肢学園の総婦長の職務
一等級	病院又は整肢学園の婦長の職務
二等級	特に困難な業務を処理する助産婦又は看護婦の職務
三等級	一 助産婦又は看護婦の職務 二 困難な業務を処理する准看護婦の職務
四等級	准看護婦の職務

別表第三の十七を次のように改める。

## 別表第三の十七

医療職給料表三等級別資格基準表

職種	職務の等級		
	学歴免許	四等級	三等級
助産婦及び看護婦	大学卒	二等級	二等級
准看護婦	准看護婦	○	○
	大学卒	七	五
	二等級	六	五
	三等級	七	七
	四等級	五	五
	五等級	二	二
	六等級	七	七
	七等級	一	一

## 附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

昭和四十六年三月三十一日  
鳥取県人事委員会規則第二十三号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十一日  
鳥取県人事委員会規則第二十二号の一部を次のように改める。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号) の一部を次のように改める。

別表の知事の事務部局の自治研修所の項中「所長」を「次長」

所長(人事委員会が承認したものに限る。)百分の二十二

次長

長

百分の十六

百分の二十一

百分の十六

に改め、同表の知事の事務部局の農業試験場の項中「場」長に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項中「場」長を「場長(人事委員会が承認したものに限る。)百分の二十六」に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項中「分校主任である教諭(人事委員会の定めるものに限る。)」を「分校主任である教諭(金監督である教諭)」に改め、「事務長(鳥取西、倉吉東、倉吉農業、米子東及び境水産)」を「事務長(鳥取東、鳥取占農業、米子東、米子西及び境水産)」に改め、「百分の十二」を「百分の二十一」として「百分の二十一」に改め、同表の警察の警察本部の項中「主査」を削る。

第九条第一項第三号中「県内陸路行程表」を「県内陸路行程図」に改め、同条第三項中「県内陸路行程表に掲げる各市町村内における役場(出張所等を含む。)」を「県内陸路行程図に掲げる各市町村内における基点」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和四六年五月一日から施行する。

この規則は、昭和四六年四月一日から施行する。  
附 則  
「西、八頭、倉吉東、倉西及び境水産」に、「園」長に改め、「百分の十二」に改め、同表の警察の警察本部の項中「主査」を削る。

## 附 則

この規則は、昭和四六年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
この規則は、昭和四六年四月一日から施行する。

## 鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。